

京都市太陽エネルギー利用設備資金融資規則を廃止する規則を公布する。

平成27年3月27日

京都市長 門川 大作

京都市規則第 97 号

京都市太陽エネルギー利用設備資金融資規則を廃止する規則

京都市太陽エネルギー利用設備資金融資規則は、廃止する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による廃止前の京都市太陽エネルギー利用設備資金融資規則の規定により融資の決定がなされた融資資金については、なお従前の例による。

(環境政策局環境企画部環境管理課)